令和3年度 第2回景観総合審議会(書面開催) ご意見等一覧

R3.9.16現在

No.	1914年 1918年		変更素案(資料 3)本編ページ	人。
1	はじめに	3段落目	1	一文が長く、「新たな視点」がどこにかかるのか伝わりにくいのでは。
2	序章	(1) 仙台市の将来方 向	5	6 行目「都市機能の集積などの都市づくり」と「都市」が連続しているが、両方入った方が良いのか。
3	序章	(1) 仙台市の将来方 向, 基本方針2つ目	5, 9	5ページの(1)の「鉄道駅を中心に都市機能を集積する」ことが持続可能なまちづくりにつながることは、P9の「基本方針」の2つ目「機能集約型の都市づくりに・・・」の説明にもあったらよいのではないか。「持続可能なまち」の表現が突然現れてきた感じがした。
4	序章	(2)景観形成の視点	5	1つ目「■自然と都市機能が調和した都市環境に貢献できる景観形成」の1~2行目「推進するとともに、」に続いて、「基盤を築くとともに」と、「ともに」が2つ続いているが2つ目を「築き、」とした方が自然ではないか。
5	序章	(2)景観形成の視点ほか	5	3つ目「世界に通用する風格を…」とあるが、「通用する」よりは「誇れる」の方が良いのではないか。(基本方針などにも同様の表現有)
6	序章	3. 景観計画の位置付け	6	図中「即する」という表現は、少し分かりにくい。他の表現が良いのではないか。
7	序章	3. 景観計画の位置付け	6	図中【関連計画】などで、「屋外広告物ガイドライン」は含めなくてよいのか。
8	第2章	1. 景観形成の基本方針の基本テーマ	9	「基本テーマ」の「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」の主語は何か。風土に育まれたならわかるが、風土を育むとは、違和感がある。
9	第2章	(1) 景観特性と8つ のゾーンの設定	10	表中の一番左の景観特性の列が「市街地景観」と「自然景観」だが、資料2の概要版では「市街地景観区域」と「自然景観区域」になっている。

No.		項目等	変更素案(資料 3) 本編ページ	D S S S S S S S S S S S S S S S S S S S
10	第2章	市全域における8つの ゾーン区分概念図	11	図のタイトル「市全域における8つのゾーン区分概念図」の「区分」は削除してよいのではないか。
11	第2章	流通業務地ゾーンの景 観形成の方針	14	■の3つ目「・・・・先端的な産業拠点としての景観」とはどのようなものをイメージしているのか、表現を確認したい。
12	第2章	行楽地ゾーンの景観形 成の方針	15	■の2つ目に「青葉山」は含めないのか。 新規事業として進行している「公園センター」や「大手門復元」による歴史的町並み景観、についての記述が欲しい。記載場所は、要検討。
13	第2章	(3)景観計画区域における建築物等に対する方針	17	全体的な感想として、「安全面」に配慮する、という観点が抜けているのではないでしょうか。 ・ p.17 4つめ→「公共的空間」
14	第2章	(1)景観重点区域の 景観特性と4つのゾー ン設定	19	「ゾーン名称」の表現がP10の「景観特性と8つのゾーン」と同じなので、「2景観計画区域における景観形成の方針」から「3景観重点区域における景観形成の方針」と内容が変わっているのに、気づきにくい。
15	第2章	北山・宮町界隈ゾーン の建築等の行為に対す る方針(形態・意匠)	31	2つ目の●「屋敷木」は「屋敷林」のことか。(前計画でも使われている用語だが、確認してほしい。)
16	第2章	景観重点区域の建築等 の行為に対する方針 (屋外広告物)の基準 となる考え	40	5)屋外広告物■基準となる考えの「④美観と配置を工夫し、街並みとの調和に配慮した屋外広告物とする」にいわゆるCHEAPでないという意味で「質の高い屋外広告物とする」としてはどうか。
17	第2章	都心ビジネスゾーンの 建築等の行為に対する 方針(屋外広告物)	41	イメージ図について、屋上にかなりの高木を植えているイメージだが、これは設置も管理も課題 があるように思える。屋上緑化を推進する、程度にしておいた方がよいのではないか。

No.		項目等	変更素案(資料 3)本編ページ	
18	第3章	届出の対象となる行為 等	42	「3)その他、~市長が認めるもの」について、規模が上記より小さくても対象とするという意味なのか。その場合、届出対象になっていないのでどのように対象を探すのか分からない。
19	第3章	届出の対象となる行為 等	42	工作物について届出の対象規模と、届出を要しない行為が矛盾して見える部分があり、分かりにくい。
20	第3章	届出の対象となる行為 等	42	街灯の塗り替えなど、連続して30~50m以上連続してある場合などは届出があった方が良いと感じる。
21	第3章	市街地景観区域の行為の制限	44	「外部の照明設備は、活気を創出する場所では街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。」について、「活気を創出したい場所」あるいは「活気を求める場所」ではどうか。「創出」が連続するので、後者か。
22	第3章	市街地景観区域の行為の制限	44	現行の形態・意匠にある「・敷地内通路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用 を工夫する」の項目について、削除せず入れておいても良いのではないか。
23	第3章	広瀬川周辺ゾーンの行 為の制限	46	形態・意匠の2つ目「オープンスペースやピロティの設置等、ゆとりのある空間を確保する。」に、「…ゆとりのある質の高い空間を…」と追加してはどうか。
24	第3章	行為の制限(高さ緩和 条件となる公共的空 間)	52	具体的な設えについて、「仕様や配置、植栽等が優れた街並み景観を形成するデザインであること」や固定のベンチの数が提示されているが、この表現だと、ベンチに座って憩う人の目線を想像した設計や、魅力的なアクティビティーを誘発するようなデザインが生まれにくいのではないか。ベンチに座ったときの見え方にも配慮が必要であり(ビューポイントを創り出すことも必要)、整備すべき方向性をもう少し明確に、ハード面のあり方だけではなく、コンセプトで示し、市民みんなが共有できるようにすることが大切なのではないか。

No.	項目等		変更素案(資料 3)本編ページ	人。
25	第3章	行為の制限(高さ緩和 条件となる公共的空 間)	52	「2.設え」というキーワードでは、捉えにくいのではないか。「配置・管理」など、内容が想 起できる方が良いのではないか。
26	第3章	行為の制限 (色彩)	54	5R~5Yで彩度6が0Kとなる区分があることについて気になる。
27	第3章	行為の制限(色彩)	54	明度3以下の色彩は大規模な壁面では注意すべきであり、見直しを検討してはいかがか。
28	第3章	行為の制限(色彩)	54	彩度が2以下は、制限し過ぎではないか。ペンキのような人工塗料の場合は、それでも良いかと思うが、土壁やレンガ、タイルなどの自然発色の素材の場合、彩度4でもそれほどきつくなく、ここまで制限すると、使える素材が過度に限定されるのではないか。
29	第3章	行為の制限 (色彩)	54	マンセルは、5R~5Yではなく、R~Yの方が良いのではないか。5Rと4Rで基準が変わることに違和感がある。
30	第4章	屋外広告物の行為の制限に関する事項	55	2つ目の「整った街並みのために、建物デザインと一体的に計画し、通りの見通しを阻害しない配置とする。」とその次の「街並みの印象に配慮し、街並みや周囲の広告物と調和するようデザインを調整する。」は内容が重複しているので、1つ目は建築、2つ目は街並みとの調和に再編してはどうか。
31	第4章	屋外広告物の行為の制限に関する事項	55	4つ目の「低層部に掲出する広告物は、都市の魅力を形成するために、人を迎え入れるメッセージを現すように掲出する。」の「都市の魅力を形成するために、人を迎え入れるメッセージ」とはどのようなものか。説明が困難ではないか。
32	第4章	屋外広告物の行為の制 限に関する事項	55	最後の「低層部の賑わいが通りに滲み出るよう」とは、客の様子が見えるということか。ならば、建築・インテリアで対応すべきで広告物にそこまで求めることは難しいのでは。

No.		項目等		内容
33	第8章	9日寺 3 市民協働による景 観づくりの推進	3) 本編ページ62	・「市民の自主的な活動」がどのような活動で、新たな視点とはどのような方向性の視点なのかがわかりづらく、市民協働につながるのか疑問。単にいい景色を守ろうというだけでは、魅力的な都市景観は創れない。 ・「市民による魅力的な景観の共有の仕組みに新たな視点を取り入れる」のであれば、ベンチと同様に、その場所で展開される市民の活動と景観との関係を相互に検討する必要がある。例えば、市民広場で何もないときにも楽しめる方法はないのかなど、定禅寺通の機能を変えていくことなどと関連して、市民が話し合ったりする場など、「景観」という視点からまちづくりのリテラシーを高めていくことが必須ではないか。「市民協働」についてのイメージを、もう少し具体
34	第8章	3 市民協働による景観づくりの推進	62	的に「主な取り組み」として表現できないかと感じる。 全体的にもっと積極的に推進するような表現にしてほしい。
35	第8章	3 市民協働による景 観づくりの推進	62	景観施策への市民参画なども取り入れてほしい。
36	第8章	3 市民協働による景観づくりの推進	62	連携のイメージを図にしてほしい。
37	第8章		61-62	・子供たちへの景観教育の推進、学校教育における景観学習の出前授業等についても、記載してほしい。
38	その他			・全体を通して、保全・活用、という表現が多い。「修景」は、あえて使用しないことにしたのか。なかなか代わる用語がないと思うが、計画を遂行する具体的な施策が「修景」となると思うため検討いただきたい。
39	資料 1 3-1	主な変更内容	資料1の 2ページ	高さ緩和条件となる公共的空間の変更イメージ図について、よくわからない。左右の建物が変更前・変更後のような印象を与える。「4m以上接道」という文言もよくわからない。右図の「ピロティ」がどこを指しているのかわからない。